

奈良県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第二十三号

奈良県流域下水道条例の一部を改正する条例

奈良県流域下水道条例（昭和四十八年十二月奈良県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の二十二第一項」に改める。

第三条及び第八条中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和三年十一月一日から施行する。